

広報えどがわ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、江戸川区が発行する広報えどがわへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

第 2 条 掲載できる広告は、区民生活に密着した公共性を有するものであって、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報えどがわの公共性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に係わるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他江戸川区長(以下「区長」という。)が広報えどがわに記載する広告として、適当でないとするもの

2 前項に定めるもののほか、広報えどがわに掲載できる広告に関する基準は別に定める。

(広告の優位順位)

第 3 条 広告の掲載は、次に掲げる順位によるものとする。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体並びにこれらに類するもの
- (2) 前号に掲げるもの以外の企業等のうち、公共性の高い企業で、江戸川区内(以下「区内」という。)に事業所等を有するもの
- (3) 前 2 号に掲げるもの以外の企業等のうち、区内に事業所等を有するもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条に規定する広告の範囲内のもの

(広告の掲載位置)

第 4 条 広告を掲載する位置は、原則として広報えどがわの欄外とする。

(広告の規格及び掲載料)

第 5 条 掲載する広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規格：中面 縦 1 センチメートル×横 17 センチメートル(4 色)

広告掲載料：25,000 円

(掲載希望者の募集)

第 6 条 区長は、広報えどがわに広告を掲載しようとする者(以下「広告掲載希望者」という。)を公募するほか、第 3 条に規定する団体等に広告掲載の案内をすることができる。

(広告の掲載申込み)

第 7 条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、区長に提出するものとする。

( 広告掲載の決定 )

第 8 条 区長は、前条に規定する申込みがあったときは、審査の上、広告の掲載の可否を決定する。この場合において、同一掲載順位の広告掲載の申込みが当該広告掲載件数を超えたときは抽選とする。

2 区長は、前項に規定する広告掲載の決定をしたときにあっては 広告掲載決定通知書により、掲載できないと決定したときにあっては 広告不掲載決定通知書により、広告掲載申込書を提出した者に対し、通知するものとする。

3 前項に規定する広告掲載決定の通知を受けた掲載申込者( 以下「 広告主」という。 )は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を区長に提出するものとする。

( 広告掲載料の納入 )

第 9 条 広告主は、別に定める期限までに、第 5 条に規定する広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

( 広告掲載料の還付 )

第 10 条 既納の広告料は、還付しない。ただし、区長が広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたと認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

( 広告主の責任等 )

第 11 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

( 広告掲載の取消し )

第 12 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

( 1 ) 広報えどがわの発行上、支障があるとき。

( 2 ) この要綱に違反したとき。

( 3 ) その他区長が特に必要があると認めるとき。

2 区長は、前項に規定する広告掲載の決定の取消しをしたときは、広告掲載取消通知書により広告主に対し通知するものとする。

( 様式 )

第 13 条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

( 委任 )

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、経営企画部長が別に定める。

付則 ( 省略 )

付 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日 ( 以下「 施行日」という。 ) から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、施行日以後に発行する広報えどがわに掲載する広告について適用し、施行日前に発行する広報えどがわに掲載する広告については、なお従前の例による。